

健康福祉館の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

【その1】 入館者の手指のアルコール消毒を徹底する。

- ① 北・東玄関風除室（2か所）、受付（1か所）、お風呂入り口（1か所）、トレーニング室（1か所）、売店（1か所）事務室（1か所）に消毒液容器（7本）を置いていたものを、電子治療室（1か所）も加え、計8本置く。
- ② 入館者に任せていたアルコール消毒を、受付でアルコール消毒をしたかを尋ね、していない場合は受付の消毒液で各自してもらおう。

【その2】 施設内の消毒を徹底する。

- ① クレベリン（空間消毒剤）を受付（1か所）、男女脱衣室（2か所）、トレーニング室（1か所）、事務室（1か所）に5個を置いていたものを、男女脱衣室に1個ずつ、売店に1個増やし、計8個を置く。
- ② 券売機、自販機、ロッカーキー、トレーニング器具を除菌クリーナーで随時、拭いていたものを、スカイウエル、テーブルも加えて、定期的に拭いていく。特に、トレーニング器具は、使用後毎に拭くこととする。
- ③ ジェットタオルの使用を中止すると共に、便座除菌クリーナーの使用を周知する。

【その3】 施設内の換気等を徹底する。

- ① 一時間毎に大広間、電子治療室、事務室等の窓を開ける等換気に努める。なお、トレーニング室は、原則、窓を開放して使用する。
- ② 浴室は、換気扇の強度を上げ、営業時間外は排煙窓を開放しておく。
- ③ 大広間・ラウンジ等の机、テーブルを間引きし、その間隔を概ね2m程度に空ける。
- ④ 電子治療室のスカイウエルの使用を一つ置きに制限する。
- ⑤ 受付、トレーニング室、売店、厨房に飛沫感染防止のため、ビニールシートを設置する。

【その4】 入館者数を制限する。

- ① 演芸・カラオケ大会は、開催時間中、密集した中での催しとなることから、当面は中止する。
- ② 一般者を対象とした貸室は、狭い空間に長時間、滞在する状況になることから、貸し出さない。

【その5】 咳、発熱等の症状がある人の入館を断る。

- ① 北・東玄関入り口（2か所）に咳、発熱等の症状のある方の入館を断る注意文を掲示しているが、受付、券売機横にも掲示し、併せて入館者全員に対し検温を行う。結果、発熱や体調の悪い方は入館を断る。（根拠条例：朝倉市健康福祉館条例第5条第3項）
- ② 他の入館者から「咳をしている人がいる」などの通報があった場合は、別室で当該者の症状を聞き取り、確認ができれば退館してもらう。

【その6】 感染者発生時の入館者の連絡先を把握する。

- ① 入館者（複数の場合は代表者）が利用日毎、別紙「緊急時連絡票」に氏名及び連絡先を記入し、受付に置く「連絡票提出箱」の中へ投函してもらう。

【その7】 滞在時間の短縮を図る。

- ① 当分の間、アルコール飲料の持ち込みを禁止する。
- ② 上記期間中、売店はアルコール飲料の販売を行わない。
- ③ 大広間の利用時間を制限する。
- ④ 3密（密閉、密集、密接）を避けるため、滞在時間短縮の協力をお願いする。
- ⑤ 館の一時外出は、通算滞在時間の増となることから基本的に認めない。

【その8】 売店、厨房等の衛生管理を徹底する。

- ① 食器、盆等の消毒を徹底する。
- ② 食事者の間隔を空け、真正面に座らないようにする。

【その9】 職員（売店スタッフを含む。）の健康管理を徹底する。

- ① 毎朝、検温し発熱や体調を確認する。
- ② 手指のアルコール消毒を随時行う。
- ③ マスク着用を徹底する。